

議案第 53 号

開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制定することについて

開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

受益と負担の適正化の観点から、開成町民センター等の使用料の額を引き上げるため、開成町民センター条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町民センター条例等の一部を改正する条例

(開成町民センター条例の一部改正)

第1条 開成町民センター条例（昭和45年3月開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 消費税込み | |
|----------------------|-----------|-------|-----|
| 別表（第7条関係） 使用料 1時間につき | | | |
| 室名 | | 金額（円） | |
| 小会議室（A） | | 300 | |
| 小会議室（和室） | | 150 | |
| 中会議室（B） | | 400 | |
| 集会室（和室） | 2室に区切ったとき | A | 150 |
| | | B | 300 |
| | 上記以外のとき | | 450 |
| 中会議室（A） | | 550 | |
| 大会議室 | | 1,500 | |

| 改正前 | | |
|-------------------------------|-----------|----------|
| 別表（第7条関係） <u>基本使用料</u> 1時間につき | | |
| 室名 | 金額（円） | |
| 小会議室_____ | | 200 |
| 小会議室（和室） | | 100 |
| 中会議室（B） | | 300 |
| 集会室（和室） | 2室に区切ったとき | A 100 |
| | | B 200 |
| | 上記以外のとき | 300 |
| 中会議室（A） | | 400 |
| 大会議室 | | 1,000 |

備考

営利を目的とする広告、宣伝、その他これに類する催しのために使用する場合は、基本使用料に基本使用料の100%に相当する額を加算する。

(開成町学校施設使用条例の一部改正)

第2条 開成町学校施設使用条例（昭和63年6月開成町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表第2に定める使用料</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表第2に定める使用料により算出した額と、その額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）との合計額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | |
|----------------|-----------|----------------|-----------------------------|
| 別表第2（第5条関係） | | | |
| | | 消費税込み | |
| 区分 | | 使用時間 | 使用料の額 |
| 開成町立 開成小学校 | | 屋外運動場 | 無料 |
| | | 屋内運動場 | 1時間につき <u>1,250円</u> |
| | | 屋内運動場（大型冷風機）2基 | 1時間につき 100円 |
| 開成町立 開成南小学校 | | 屋外運動場 | 無料 |
| | | 屋外運動場夜間照明設備 | 19時から21時まで <u>3,800円</u> |
| | | 屋内運動場 | 1時間につき <u>1,250円</u> |
| | | 屋内運動場（大型冷風機）2基 | 1時間につき 100円 |
| | | 多目的ホール | 1時間につき <u>1,250円</u> |
| 多目的室 | 3室に区切ったとき | A | 1時間につき 110円 |
| | | B | 1時間につき 220円 |
| | | C | 1時間につき 110円 |
| | 上記以外のとき | | 1時間につき 440円 |
| 第一音楽室 | | 1時間につき | 550円 |
| 第二音楽室 | | 1時間につき | 440円 |
| 第一家庭科室 | | 1時間につき | 440円 |
| 図画教室兼第二家庭科室 | | 1時間につき | 440円 |
| 工作教室 | | 1時間につき | 440円 |
| 開成町立 文命中学校 | | 屋外運動場 | 無料 |
| | | 屋外運動場夜間照明設備 | 19時から21時まで <u>3,800円</u> |
| | | 屋内運動場 | 1時間につき <u>1,250円</u> |
| | | 屋内運動場（空調機） | 1時間につき 200円 |
| | | テニスコート | 無料 |
| | | テニスコート夜間照明設備 | 19時から21時まで <u>1,250円</u> |

| 改正前 | | | | |
|----------------|--------------|-----------|------------|----------------|
| 別表第2（第5条関係） | | | | |
| 区分 | | | 使用時間 | 使用料の額 |
| 開成町立 | 屋外運動場 | | | 無料 |
| 開成小学校 | 屋内運動場 | | 1時間につき | 1,000円 |
| | 屋外運動場 | | | 無料 |
| | 屋外運動場夜間照明設備 | | 19時から21時まで | 3,000円 |
| | 屋内運動場 | | 1時間につき | 1,000円 |
| | 多目的ホール | | 1時間につき | 1,000円 |
| 開成町立 開成南小学校 | 多目的室 | 3室に区切ったとき | A | 1時間につき 100円 |
| | | | B | 1時間につき 200円 |
| | | | C | 1時間につき 100円 |
| | 上記以外のとき | | 1時間につき | 400円 |
| | 第一音楽室 | | 1時間につき | 500円 |
| | 第二音楽室 | | 1時間につき | 400円 |
| | 第一家庭科室 | | 1時間につき | 400円 |
| | 図画教室兼第二家庭科室 | | 1時間につき | 400円 |
| | 工作教室 | | 1時間につき | 400円 |
| 開成町立 文命中学校 | 屋外運動場 | | | 無料 |
| | 屋外運動場夜間照明設備 | | 19時から21時まで | 3,000円 |
| | 屋内運動場 | | 1時間につき | 1,000円 |
| | テニスコート | | | 無料 |
| | テニスコート夜間照明設備 | | 19時から21時まで | 1,000円 |

(開成町コミュニティセンター条例の一部改正)

第3条 開成町コミュニティセンター条例（平成元年12月開成町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改定する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (使用料) 第6条 使用者は、次の各号に掲げる場合を除き、別表に定める <u>使用料</u> | (使用料) 第6条 使用者は、次の各号に掲げる場合を除き、別表に定める <u>基本使用料</u> により算出した額と、その額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を |
| _____ | _____ |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>_____を納付しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略)</p> | <p>乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）との合計額の使用料を納付しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略)</p> |

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

| 改正後 | |
|--|--------------------|
| 別表（第6条関係） | |
| 区分 | <u>使用料（1時間につき）</u> |
| 体育室 | 1,250円 |
| 談話室 | 220円 |
| 研修室 | 220円 |
| 備考 | |
| 営利を目的とする販売、広告、宣伝、その他これに類する催しのために使用する場合は、 <u>使用料</u> に <u>使用料</u> の100%に相当する額を加算する。 | |

| 改正前 | |
|--|----------------------|
| 別表（第6条関係） | |
| 区分 | <u>基本使用料（1時間につき）</u> |
| 体育室 | 1,000円 |
| 談話室 | 200円 |
| 研修室 | 200円 |
| 備考 | |
| 営利を目的とする販売、広告、宣伝、その他これに類する催しのために使用する場合は、 <u>基本使用料</u> に <u>基本使用料</u> の100%に相当する額を加算する。 | |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後の使用の申請に係る使用料について適用し、施行日前の使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。